（広域調整課）
第百四十五条　［略］
（高速道路管理官及び災害対策官）
第百四十六条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十一条及び第百三十二条の規定を準用する。
第百四十七条～第百四十九条　［略］
（情報技術解析課）
第百五十条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。
第百五十一条～第百五十五条　［略］
（庶務部の分課）
第百五十六条　［略］
2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察学校庶務部に、総務調整官一人を置く。
第百五十七条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。
（総務調整官）
第百五十八条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十八条及び第五十九条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。
第百五十九条・第百六十条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十一条～第百六十五条　［略］
（機動通信課及び通信施設課）
第百六十六条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。
第百六十七条～第百六十九条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十条　［略］
別表第一（第百七十条関係）

階級	定員
［略］	［略］
警視長（警視正を含む。）	五九二人
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（広域調整課）
第百四十四条　［同上］
（高速道路管理官及び災害対策官）
第百四十五条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十条及び第百三十一条の規定を準用する。
第百四十六条～第百四十八条　［同上］
［一条ずつ繰り下げる。］
（情報技術解析課）
第百四十九条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十七条の規定を準用する。
第百五十条～第百五十四条　［同上］
［一条ずつ繰り下げる。］
（庶務部の分課）
第百五十五条　［同上］
［項を加える。］
第百五十六条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。
［条を加える。］
第百五十七条・第百五十八条　［同上］
［二条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百五十九条～第百六十三条　［同上］
［二条ずつ繰り下げる。］
（機動通信課及び通信施設課）
第百六十四条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十五条及び第百三十六条の規定を準用する。
第百六十五条～第百六十七条　［同上］
［二条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十八条　［同上］
別表第一（第百六十八条関係）

階級	定員
［同上］	［同上］
警視長（警視正を含む。）	五九一人
［同上］	